協議第４０号

高齢者福祉事業について

高齢者福祉事業について、次のとおり提案する。

平成１５年１１月２７日提出

八日市市・永源寺町・五個荘町・
愛東町・湖東町合併協議会
会　長　　中　村　　功　一

記

高齢者福祉事業については、別紙のとおりとする。

八日市市･永源寺町･五個荘町･愛東町･湖東町合併協議会の調整方針

No.1

協定項目番号	19-10	協定項目名	高齢者福祉事業
調 整 方 針	1. 老人保健福祉計画については、平成18年度からの新たな計画を新市において策定する。ただし、平成17年度までは、それぞれ旧市町の計画とする。 2. 国･県が定める制度で各市町が実施している事業については、新市に引き継ぐことを基本に調整する。 3. 各市町が独自に実施している制度･事業については、その事業効果を十分に検討し調整する。		

1 市 4 町 の 現 況					調整の具体的な内容
八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町	
【老人保健福祉計画】 （名称） 八日市市高齢者保健福祉計画･介護保険事業計画 （計画期間） 平成15年～19年度（5年間）	**【老人保健福祉計画】** （名称） 永源寺町老人保健福祉計画･介護保険事業計画 （計画期間） 同 左	**【老人保健福祉計画】** （名称） 五個荘町老人保健福祉計画･介護保険事業計画 （計画期間） 同 左	**【老人保健福祉計画】** （名称） 愛東町第2期介護保険事業計画･老人保健福祉計画 （計画期間） 同 左	**【老人保健福祉計画】** （名称） 湖東町老人保健福祉計画･介護保険事業計画 （計画期間） 同 左	※老人保健福祉計画 市町が老人の保健福祉を推進するため老人保健法及び老人福祉法に基づいて定める計画。なお、介護保険事業計画と一体的に策定するものであり、5年を1期として3年ごとに見直す。 現在の計画は、平成15年度から19年度までの計画であり、3年目にあたる平成17年度に内容の見直しを行い、新たな計画（平成18年度～22年度）を策定する。
【外出支援サービス事業】 （対象者） おおむね65歳以上の高齢者であって、一般交通機関を利用することが困難な者 （内容） 生きがい活動支援事業を提供する場所への送迎 （実施方法） ＮＰＯしみんふくしの家八日市へ委託 （利用者負担）：無し	**【外出支援サービス事業】** （対象者） ①老人福祉法による寝たきり度がB･Cランクの者 ②在宅福祉サービスの利用にあたり公共交通機関の利用が困難な者 （内容） ①在宅福祉サービスを提供する場所への送迎 ②医療機関への送迎 （実施方法） 永源寺町社会福祉協議会へ委託 （利用者負担）：無し	**【外出支援サービス事業】** （対象者） ①介護保険制度で自立と判断されたおおむね65歳以上の高齢者で、家に閉じこもりがちな者 ②70歳以上の独居老人で、軽費老人ホームきぬがさ荘での給食サービス事業を利用する者 （内容） ①生きがい活動支援通所事業を提供する場所への送迎 ②給食（会食）サービス事業への送迎 （実施方法） 五個荘町社会福祉協議会へ委託 （利用者負担）：無し	**【外出支援サービス事業】** （対象者） おおむね65歳以上のひとり暮らし世帯、高齢者のみの世帯で外出が困難な者 （内容） 医療機関、福祉施設等への送迎 （1月に3回以内） （実施方法） 愛東町社会福祉協議会へ委託 （利用者負担）：無し	**【外出支援サービス事業】** （対象者） 65歳以上のひとり暮らし世帯、高齢者のみの世帯であって、一般交通機関を利用することが困難な者 （内容） 医療機関、在宅福祉サービスを提供する場所への送迎 （実施方法） 湖東町社会福祉協議会へ委託 （利用者負担）：無し	**外出支援サービス事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後2年以内に統一するよう調整する。**
【生活管理指導員派遣事業】 （対象者） 要介護認定において自立と判定されたおおむね65歳以上の高齢者等で日常生活が困難な者 （内容） 生活管理指導員が訪問し、家事援助･相談･指導等を行う。（1回1時間以内、週2回まで） （実施方法） 居宅訪問介護サービス事業所へ委託 （利用者負担） 1回1時間以内150円 生活保護世帯は無料	**【生活管理指導員派遣事業】** （対象者） 同 左 （内容） 生活管理指導員が訪問し、家事援助･相談･指導等を行う。（1回1時間以内、週1回まで） （実施方法） 永源寺町社会福祉協議会へ委託 （利用者負担） 1回300円	**【生活管理指導員派遣事業】** （対象者） 同 左 （内容） 生活管理指導員が訪問し、家事援助･相談･指導等を行う。（1回1時間以内、週1回程度） （実施方法） 五個荘町社会福祉協議会へ委託 （利用者負担） 1時間150円	**【生活管理指導員派遣事業】** （対象者） 同 左 （内容） 生活管理指導員が訪問し、家事援助･相談･指導等を行う。（週2回の2時間以内） （実施方法） 愛東町社会福祉協議会へ委託 （利用者負担） 1時間150円	**【生活管理指導員派遣事業】** （対象者） 同 左 （内容） 生活管理指導員が訪問し、家事援助･相談･指導等を行う。（1回1時間以内、週2回まで） （実施方法） 湖東町社会福祉協議会へ委託 （利用者負担） 1回1時間以内150円 生活保護世帯は無料	**生活管理指導員派遣事業については平成17年度から統一するよう調整する。**

八日市市･永源寺町･五個荘町･愛東町･湖東町合併協議会の調整方針

No.2

協定項目番号	19-10	協定項目名	高齢者福祉事業		
1市4町の現況					調整の具体的な内容
八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町	
【配食サービス事業】 （対象者） おおむね65歳以上のひとり暮らし世帯、高齢者のみの世帯であって、調理が困難な者 （実施日） 月～金曜日の昼食 （実施方法） 社会福祉法人、民間業者等へ委託 （利用者負担） 食材料等にかかる経費は実費負担 配達料は公費負担	**【配食サービス事業】** （対象者） 同　左 （実施日） 月･水･金曜日の昼食 （実施方法） 社会福祉法人八起会へ委託 （利用者負担） 1食あたり350円	**【配食サービス事業】** （対象者） 同　左 （実施日） 月･木曜日の夕食 （実施方法） 五個荘町社会福祉協議会へ委託 （利用者負担） 1食あたり300円	**【配食サービス事業】** （対象者） 同　左 （実施日） 月～金曜日の昼食･夕食 （実施方法） 愛東町社会福祉協議会へ委託 （利用者負担） 1食あたり350円	**【配食サービス事業】** （対象者） 同　左 （実施日） 月～金曜日の夕食（1人週2回を原則） （実施方法） 湖東町社会福祉協議会へ委託 （利用者負担） 1食あたり250円	**配食サービス事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後2年以内に統一するよう調整する。**
【生きがい活動支援通所事業】 （対象者） 介護保険法に規定する要支援にも該当しない者で、家に閉じこもりがちで社会参加を必要とするおおむね65歳以上の者 （内容） 生きがい活動援助員が生活指導、健康チェック、レクリエーション、趣味活動、送迎、食事の提供等を実施 （実施場所） ･ふれあいほっとステーション ･延命荘 ･南部公民館又は玉緒公民館 （実施日時） 1週間に延べ3回以上、9時～16時 （実施方法） ＮＰＯしみんふくしの家八日市へ委託 （利用者負担） 1回800円（週1回）	**【生きがい活動支援通所事業】** （対象者） おおむね65歳以上で介護予防が必要な者 （内容） レクリエーション、趣味活動、食事の提供 （実施場所） ･山村開発センター ･シニアボランティアハウス （実施日時） 1週間に延べ2回、10時30分～14時30分 （実施方法） 永源寺町社会福祉協議会へ委託 （利用者負担） 1回700円	**【生きがい活動支援通所事業】** （対象者） おおむね65歳以上の高齢者で、介護保険法に規定する要支援にも該当しない者及び家に閉じこもりがちな者 （内容） レクリエーション、趣味活動、健康相談、送迎、食事の提供 （実施場所） 五個荘町福祉センター他 （実施日時） 1週間に延べ3回、10時～14時 （実施方法） 五個荘町社会福祉協議会へ委託 （利用者負担） 1回500円	**【生きがい活動支援通所事業】** （対象者） 介護保険法に規定する要支援にも該当しない虚弱高齢者 （内容） 生活指導、健康チェック、レクリエーション、送迎、食事、入浴等の提供 （実施場所） ･総合福祉センターじゅぴあ ･くだら山荘 （実施日時） 1週間に延べ6回、9時30分～15時30分 （実施方法） 愛東町社会福祉協議会及びＮＰＯ茗荷村へ委託 （利用者負担） 1回1，000円	**【生きがい活動支援通所事業】** （対象者） 介護保険法に規定する要支援にも該当しない75歳以上の虚弱高齢者 （内容） 生きがい活動援助員が生活指導、健康チェック、レクリエーション、趣味活動、食事の提供等を実施 （実施場所） ･プラチナハウス(直営) ･歴史民俗資料館(直営) ･共澤館(委託) （実施日時） 1週間に延べ9回、9時～16時 （実施方法） 直営及び湖東町社会福祉協議会へ委託 （利用者負担） 1回500円(週2回まで)	**生きがい活動支援通所事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後2年以内に統一するよう調整する。**
【緊急通報システム事業】 （対象者） 65歳以上の老人等であって、慢性的な疾患などにより日常生活上、常時注意を要する者で、同一敷地内または同一建物内に親族がいない者 （内容） 携帯用無線発信機及び緊急通報用装置を利用して、東近江行政組合消防本部に通報する緊急通信システム （利用者負担） 電話基本料金及び通話料（機器は無償貸与）	**【緊急通報システム事業】** 同　左	**【緊急通報システム事業】** 同　左	**【緊急通報システム事業】** （対象者） 65歳以上の老人等であって、慢性的な疾患などにより日常生活上、常時注意を要する者 （内容） 携帯用無線発信機及び緊急通報用装置を利用して、愛知郡広域行政組合消防本部に通報する緊急通信システム （利用者負担） 電話基本料金及び通話料（機器は無償貸与）	**【緊急通報システム事業】** 同　左	**緊急通報システム事業については、現行のとおり実施する。**

八日市市･永源寺町･五個荘町･愛東町･湖東町合併協議会の調整方針

No.3

協定項目番号	19-10	協定項目名	高齢者福祉事業		
1 市 4 町 の 現 況					調整の具体的な内容
八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町	
【寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業】 (対象者) おおむね65歳以上のひとり暮らし世帯、高齢者のみの世帯であって、心身の障害及び疾病等の理由により寝具の衛生管理を行うことが困難な者 (内容) ①乾燥･消毒 利用回数:年6回以内 ②洗濯･乾燥･消毒 利用回数:年2回以内 (実施方法) 民間業者へ委託 (利用者負担) サービスに要した費用の1割	**【寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業】** 該当無し	**【寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業】** 該当無し	**【寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業】** (対象者) おおむね65歳以上のひとり暮らし世帯、高齢者のみの世帯、または要介護1以上のおむつが必要な者で寝具の衛生管理を行うことが困難な者 (内容) 利用回数:年3回以内 ①乾燥･消毒 ②洗濯･乾燥･消毒 (実施方法) 愛東町社会福祉協議会へ委託 (利用者負担) サービスに要した費用の1割	**【寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業】** (対象者) 70歳以上のひとり暮らし世帯及び要介護4･5と認定された者で寝具の衛生管理を行うことが困難な者 (内容) 利用回数:年3回以内 ①乾燥･消毒 ②洗濯･乾燥･消毒 (実施方法) 湖東町社会福祉協議会へ委託 (利用者負担) サービスに要した費用の1割	**寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業については、八日市市の例を基本に、平成17年度から統一するよう調整する。**
【介護用品の購入助成】 (対象者) 介護保険法において要介護4･5と判定された65歳以上の高齢者を在宅において介護している者 (内容) 紙おむつ、尿取りパット等の購入に際し、1枚2, 000円の助成券を1ヶ月2枚交付	**【介護用品の購入助成】** (対象者) 介護保険法において要介護3以上と判定された高齢者を在宅において介護している者 (内容) 紙おむつ、尿取りパット等の領収書を添えて役場へ申請 年間30, 000円を限度	**【介護用品の購入助成】** (対象者) おおむね65歳以上で、在宅において寝たきり、若しくは痴呆症により長期間(3ヶ月以上)おむつを使用している者を介護している者 (内容) 紙おむつの購入に際し、1枚1, 000円の助成券を1ヶ月5枚交付	**【介護用品の購入助成】** (対象者) おおむね40歳以上で、在宅において、おむつが必要な者を介護する者 (内容) 紙おむつ、尿取りパット等の領収書を添えて役場へ申請 1ヶ月5, 000円を限度	**【介護用品の購入助成】** (対象者) 介護保険法において要介護1以上と判定された高齢者を在宅において介護している者 (内容) 紙おむつ、尿取りパット等の購入に際し、1枚5, 000円の支給交付券を1ヶ月1枚交付	**介護用品の購入助成については、平成17年度から要介護3以上の紙おむつ等使用者を在宅において介護している者を対象とする。** **助成内容は、月額3，000円の助成券の交付とする。**
【敬老祝金】 1. 敬老祝金 (対象者) 9月1日現在において、85歳以上で市内に引き続き1年以上居住している者 (内容) 3, 000円のギフト券 2. 百歳祝金 (対象者) 満100歳の誕生日において、市内に引き続き10年以上居住している者 (内容) 金地金300グラム	**【敬老祝金】** 1. 敬老祝金 (対象者) 敬老の日現在において、85歳以上99歳未満で町内に引き続き3ヶ月以上居住している者 (内容) 祝金5, 000円 2. 百歳祝金 (対象者) ･99歳で町内に引き続き9年以上居住している者 ･100歳以上で町内に引き続き10年以上居住している者 (内容) 祝金100, 000円	**【敬老祝金】** 1. 敬老祝金 (対象者) 9月15日現在において、80歳以上で町内に引き続き5年以上居住している者 (内容) 祝金5, 000円 2. 百歳祝金 (対象者) 98歳及び100歳で町内に引き続き10年以上居住している者 (内容) 98歳:祝金200, 000円 100歳:祝金800, 000円	**【敬老祝金】** 1. 敬老祝金 (対象者) 9月1日現在において、85歳以上で町内に居住している者 (内容) 祝品4, 000円程度 2. 百歳祝金 (対象者) 満100歳の誕生日において、町内に引き続き1年以上居住している者 (内容) 祝金300, 000円	**【敬老祝金】** 1. 敬老祝金 (対象者) 9月1日現在において、85歳以上で町内に居住している者 (内容) 祝品3, 000円程度 2. 百歳祝金 (対象者) 100歳で町内に10年以上居住している者 (内容) 祝金1, 000, 000円	**敬老祝金の対象者は、平成17年度から毎年9月1日現在において85歳以上で市内に居住している者とし、支給額は5，000円とする。** **百歳祝金については、平成17年度から次のとおり統一する。** **対象者:満100歳の誕生日において、市内に引き続き10年以上居住している者** **内　容:金地金300グラム**

八日市市･永源寺町･五個荘町･愛東町･湖東町合併協議会の調整方針

No.4

協定項目番号	19-10	協定項目名	高齢者福祉事業		
1 市 4 町 の 現 況					調整の具体的な内容
八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町	
【敬老会】 （対象者） 市内在住の70歳以上の方 （内容） 各地区または自治会において実施され、演芸･アトラクションなど内容はさまざま	**【敬老会】** （対象者） 町内在住の高齢者 （内容） 自治会において自主的に実施され、対象者･内容ともさまざま	**【敬老会】** （対象者） 町内在住の70歳以上の方 （内容） 八日市文化芸術会館で式典及び演劇鑑賞を実施	**【敬老会】** （対象者） 町内在住の高齢者 （内容） 各自治会において実施され、対象者･内容ともさまざま	**【敬老会】** （対象者） 町内在住の数え年70歳以上の方 （内容） 各自治会において実施され、内容はさまざま	**敬老会については、地域の実情に合わせて自治会や地区で実施されるよう調整する。**

資 料 1

協　議　事　項	高齢者福祉事業	協定項目No.	19-10

先　進　地　事　例

新市名等	合併の方式	関係市町	調　整　方　針　〔抜粋〕
篠山市	新設	篠山町 西紀町 丹南町 今田町	○国又は県等が定める福祉制度については、その福祉制度の要綱等に準拠して実施する。 ○国又は県等が定める福祉制度について、町がその福祉制度の充実を図ることを目的に定めている福祉制度又は事業については、次のとおり実施する。 ・長寿祝金については、西紀町の例による。 ○町独自の福祉制度については、その福祉制度の趣旨や目的が効果的に機能する町の例による。
西東京市	新設	田無市 保谷市	福祉関係事務事業については、社会経済状況の変化、少子高齢化の進展、介護保険の導入などに伴い、量から質への転換が必要になっていることを踏まえ、今後の福祉施策の方向性を総合的に勘案しながら調整するものとする。また、一律的な経済給付型事業から、サービスの質と効率性への転換を基本とし、スクラップ・アンド・ビルドの原則に立ち、負担公平性及び市民福祉向上の観点に留意し調整するものとする。
甲賀地域合併協議会	新設	水口町 土山町 甲賀町 甲南町 信楽町	○国又は県等が定める制度については、その要綱等に準拠しながら調整します。 ○国又は県等が定める制度で、5町が同様にその制度の充実を図っている事業については、現行のとおり新市に引き継ぐことを基本に調整します。 ○各町が独自に実施している制度又は事業については、合併までにその事業効果を十分に検討し、次の区分により調整します。 ・新市の発足までに調整の必要があるものは、合併時に調整します。 ・上記以外のものは、新市において調整します。